明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　愛知県
二　構造改革特別区域の名称　あいち自動車輸送効率化特区
三　構造改革特別区域の範囲　名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、東海市、大府市、知立市、高浜市、豊明市、田原市及びみよし市並びに愛知県知多郡東浦町及び額田郡幸田町の全域

○内閣府告示第百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　常滑市
二　構造改革特別区域の名称　常滑市児童発達支援センター安心安全給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　常滑市の全域

○内閣府告示第百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第三十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松江市
二　構造改革特別区域の名称　松江市保育所看護師配置促進による保育環境充実特区
三　構造改革特別区域の範囲　松江市の全域

○内閣府告示第百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百八十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県
二　構造改革特別区域の名称　自動車輸送効率化特区
三　構造改革特別区域の範囲　北九州市、福岡市、直方市、古賀市、福津市及び宮若市並びに福岡県糟屋郡新宮町、久山町及び粕屋町、鞍手郡鞍手町並びに京都郡苅田町の全域

○内閣府告示第百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第三十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　佐賀県
二　構造改革特別区域の名称　佐賀県保育所看護師配置促進特区
三　構造改革特別区域の範囲　佐賀県の全域

○内閣府告示第百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百九十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　佐賀県競馬組合
二　構造改革特別区域の名称　佐賀競馬　新勝馬投票法「七重勝単勝式」導入特区
三　構造改革特別区域の範囲　鳥栖市の区域の一部（佐賀競馬場）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第七十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長崎県
二　構造改革特別区域の名称　長崎県保育所看護師配置促進特区
三　構造改革特別区域の範囲　長崎県の全域

○内閣府告示第百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百二十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおりする。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　五島市
二　構造改革特別区域の名称　五島市赤ちゃん健やか保育支援特区
三　構造改革特別区域の範囲　五島市の全域

○内閣府告示第百八十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　札幌市
二　地域再生計画の名称　創造都市さっぽろ◇新しい価値を創造する人材雇用創出プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　札幌市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百八十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　室蘭市
二　地域再生計画の名称　「技」を磨き、「人」が育ち、「街」が賑わう雇用創造プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　室蘭市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百八十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　釧路市
二　地域再生計画の名称　まるごと美味しい名所の街「くしろ」地域雇用促進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　釧路市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百九十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　帯広市
二　地域再生計画の名称　「食」を中心とした地場産業の振興による雇用促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　帯広市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百九十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎